

「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策」に基づく
関係施策の周知及び積極活用の推進について

経済産業省では「経営改善支援対策」（平成 25 年 3 月 6 日「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部」決定）に基づき、平成 24 年度補正予算に盛り込まれた経営改善支援、資金繰り支援についての関係施策の周知及び積極活用を推進しています。

- ・ 経営改善計画策定支援事業及び中小企業再生支援協議会の機能強化（別紙 1～3）
- ・ 企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構への抜本的改組・機能拡充（別紙 4）
- ・ 資金繰り支援（経営支援型セーフティネット貸付・借換保証制度）（別紙 5）

「経営改善・資金繰り相談窓口」を全国約 580ヶ所に設置（経済産業省ホームページ）

また、上記施策については、中小企業庁ホームページ（下記 URL 参照）にも掲載されておりますので、あわせてご参照ください。

参考 URL :

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2013/0308Kaizen1.pdf>

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2013/0308Kaizen2.pdf>

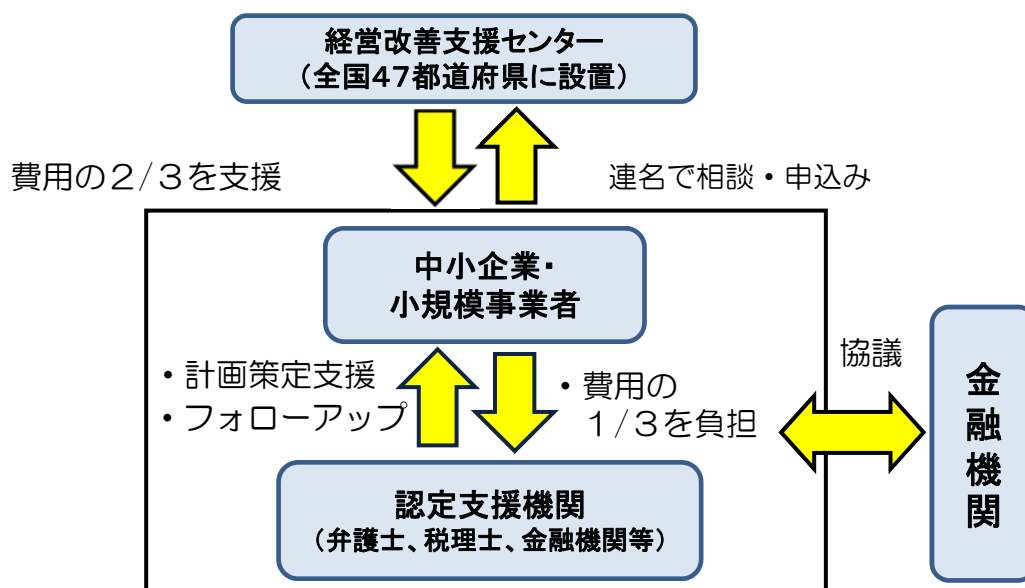
経営改善・事業再生
を行おうとしている方

経営改善支援

(経営改善支援センター・中小企業再生支援協議会)

■ 外部専門家の支援を受けた経営の立て直しを支援

条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者のみならず、国の認定を受けた外部専門家(認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、**総額の2/3(上限200万円)まで補助**します。



※各都道府県の中小企業再生支援協議会に新設した『経営改善支援センター』で、相談・申込を受付中。問い合わせ先は裏面1をご覧ください。

- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して**専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関**です。
- 主な認定支援機関は、**国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会、弁護士、金融機関**等です。

■ 公的機関が債務削減や条件変更等についての金融機関調整等をお手伝い

各都道府県の中小企業再生支援協議会では、事業の再生のため、債務の削減や条件変更などを必要としている中小企業・小規模事業者に対し、金融機関との調整やその前提となる事業計画の策定支援などを行う公的機関です。具体的なご相談先は、裏面2をご覧ください。

お問い合わせ先

1 経営改善支援センター

センター名	電話番号	センター名	電話番号	
経営改善支援センター (全国本部)	3月8日まで 3月11日から	03-5470-1477 03-5470-1840	福井県経営改善支援 センター	0776-33-8289
北海道経営改善支援 センター		011-232-0217	滋賀県経営改善支援 センター	077-522-0500
青森県経営改善支援 センター		017-723-1024	京都府経営改善支援 センター	4月1日から 075-212-7937 075-221-2678
岩手県経営改善支援 センター	3月10日まで 3月11日から	019-604-8750 019-601-5075	奈良県経営改善支援 センター	0742-24-7034
宮城県経営改善支援 センター		022-722-9310	大阪府経営改善支援 センター	06-6944-6481
秋田県経営改善支援 センター	3月11日まで 3月12日から	018-896-6150 018-896-6153	兵庫県経営改善支援 センター	078-303-5856
山形県経営改善支援 センター		023-647-0674	和歌山県経営改善支援 センター	073-422-1113
福島県経営改善支援 センター		024-573-2563	鳥取県経営改善支援 センター	0857-52-6733
茨城県経営改善支援 センター		029-302-7550	島根県経営改善支援 センター	0852-23-0867
栃木県経営改善支援 センター		028-610-0310	岡山県経営改善支援 センター	※ 086-286-9682
群馬県経営改善支援 センター	※	027-255-6505	広島県経営改善支援 センター	※ 082-511-5780
埼玉県経営改善支援 センター	3月12日まで 3月13日から	048-836-1330 048-862-3100	山口県経営改善支援 センター	※ 083-922-9931
千葉県経営改善支援 センター	※	043-201-3331	徳島県経営改善支援 センター	3月下旬予定 088-626-7121 088-679-4090
東京都経営改善支援 センター		03-3283-7575	香川県経営改善支援 センター	3月下旬予定 087-811-5885 087-813-2336
神奈川県経営改善支援 センター		045-633-5148	愛媛県経営改善支援 センター	089-913-7505
新潟県経営改善支援 センター		025-246-0093	高知県経営改善支援 センター	088-823-7933
長野県経営改善支援 センター	3月20日まで 3月21日から	026-227-6235 026-217-6382	福岡県経営改善支援 センター	3月15日から 092-441-1221 092-441-1234
山梨県経営改善支援 センター		055-244-0070	佐賀県経営改善支援 センター	0952-24-3684
静岡県経営改善支援 センター		054-275-1880	長崎県経営改善支援 センター	3月24日まで 3月25日から 095-811-5129 095-895-7300
愛知県経営改善支援 センター	※	052-223-6953	熊本県経営改善支援 センター	3月31日まで 4月1日から 096-311-1288 096-356-0020
岐阜県経営改善支援 センター	3月下旬から	058-212-2685 058-214-4171	大分県経営改善支援 センター	3月18日まで 3月19日から 097-540-6415 097-574-6805
三重県経営改善支援 センター		059-253-4300	宮崎県経営改善支援 センター	3月11日まで 3月12日から 0985-22-4708 0985-33-9115
富山県経営改善支援 センター		076-441-2134	鹿児島県経営改善支援 センター	3月28日まで 3月29日から 099-225-9533 099-225-9123
石川県経営改善支援 センター	3月下旬から	076-267-1189 076-267-4974	沖縄県経営改善支援 センター	3月10日まで 098-868-3760 098-867-6760

※今後、経営改善支援センター専用の番号を設置予定ですが、現時点では、再生支援協議会の番号となっております。

再生支援協議会におかけいただき、経営改善支援センターでの相談と伝えていただければ、経営改善支援センターの相談員に替わります。

2 中小企業再生支援協議会

協議会名	電話番号	協議会名	電話番号
北海道中小企業再生支援協議会	011-222-2829	福井県中小企業再生支援協議会	0776-33-8293
青森県中小企業再生支援協議会	017-723-1021	滋賀県中小企業再生支援協議会	077-511-1529
岩手県中小企業再生支援協議会	019-604-8750	京都府中小企業再生支援協議会	075-212-7937
宮城県中小企業再生支援協議会	022-722-3872	奈良県中小企業再生支援協議会	0742-26-6251
秋田県中小企業再生支援協議会	018-896-6150	大阪府中小企業再生支援協議会	06-6944-5343
山形県中小企業再生支援協議会	023-646-7273	兵庫県中小企業再生支援協議会	078-303-5852
福島県中小企業再生支援協議会	024-573-2562	和歌山県中小企業再生支援協議会	073-402-7788
茨城県中小企業再生支援協議会	029-300-2288	鳥取県中小企業再生支援協議会	0857-52-6701
栃木県中小企業再生支援協議会	028-610-4110	島根県中小企業再生支援協議会	0852-23-0701
群馬県中小企業再生支援協議会	027-255-6505	岡山県中小企業再生支援協議会	086-286-9682
埼玉県中小企業再生支援協議会	048-836-1330	広島県中小企業再生支援協議会	082-511-5780
千葉県中小企業再生支援協議会	043-201-3331	山口県中小企業再生支援協議会	083-922-9931
東京都中小企業再生支援協議会	03-3283-7425	徳島県中小企業再生支援協議会	088-626-7121
神奈川県中小企業再生支援協議会	045-633-5143	香川県中小企業再生支援協議会	087-811-5885
新潟県中小企業再生支援協議会	025-246-0096	愛媛県中小企業再生支援協議会	089-915-1102
長野県中小企業再生支援協議会	026-227-6235	高知県中小企業再生支援協議会	088-802-1520
山梨県中小企業再生支援協議会	055-220-2977	福岡県中小企業再生支援協議会	092-441-1221
静岡県中小企業再生支援協議会	054-253-5118	佐賀県中小企業再生支援協議会	0952-27-1035
愛知県中小企業再生支援協議会	052-223-6953	長崎県中小企業再生支援協議会	095-811-5129
岐阜県中小企業再生支援協議会	058-212-2685	熊本県中小企業再生支援協議会	096-311-1288
三重県中小企業再生支援協議会	059-228-3370	大分県中小企業再生支援協議会	097-540-6415
富山県中小企業再生支援協議会	076-444-5663	宮崎県中小企業再生支援協議会	0985-22-4708
石川県中小企業再生支援協議会	076-267-1189	鹿児島県中小企業再生支援協議会	099-805-0268
		沖縄県中小企業再生支援協議会	098-868-3760

認定支援機関による経営改善計画策定支援

平成24年度補正予算額 405.0億円

事業の内容

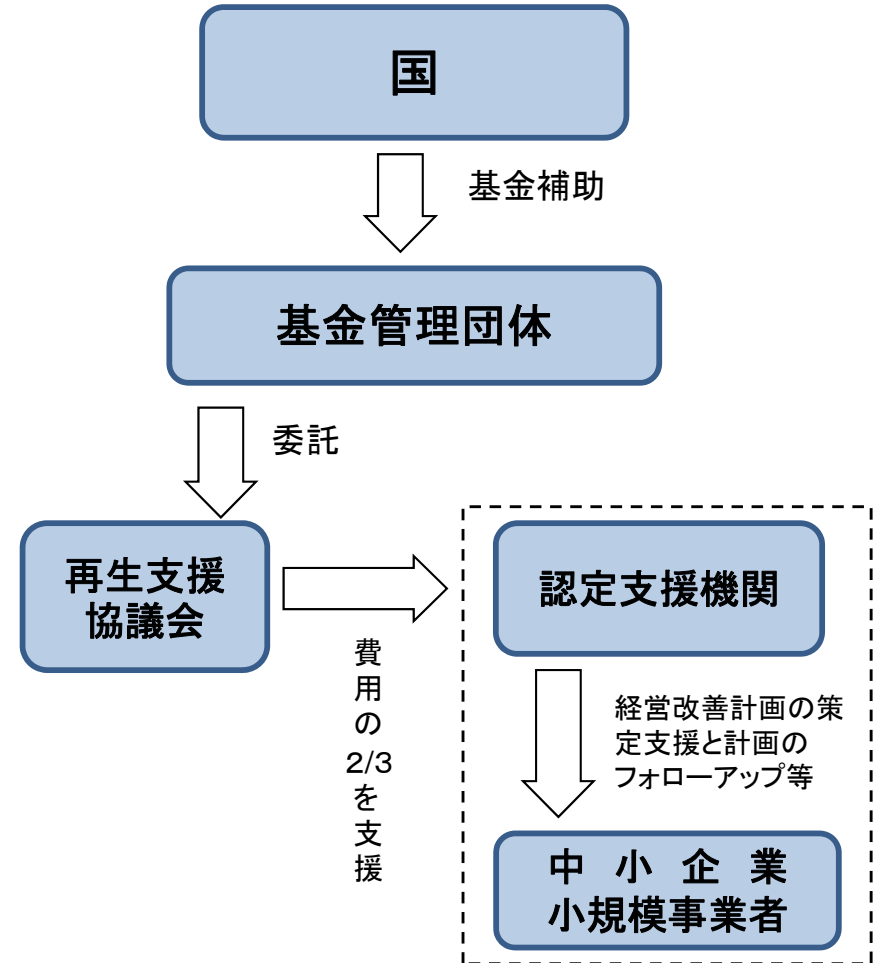
事業の概要・目的

- 金融機関等が金融支援等を行う前提として、中小企業・小規模事業者が適正な経営改善計画や再生計画を策定できることが重要です。他方、多くの中小企業・小規模事業者は、自ら経営改善計画等を策定することが難しいため、公認会計士や税理士等の支援人材が同計画の策定を支援していくことが求められています。
- そのため、中小企業再生支援協議会を通じて、認定支援機関による中小企業・小規模事業者への経営改善計画策定を支援し、経営改善を促進します。
- 具体的には、約2万社を対象として、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス(資産査定)費用、フォローアップ費用につき、総額300万を上限として、その2/3を支援します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

- 事業内容や財務状況など経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者
- 事業者の自己負担額は100万円以下。
(上限総額300万円-300万円×2/3)

事業イメージ



中小企業再生支援協議会の機能強化

平成24年度補正予算額 40.5億円

事業の内容

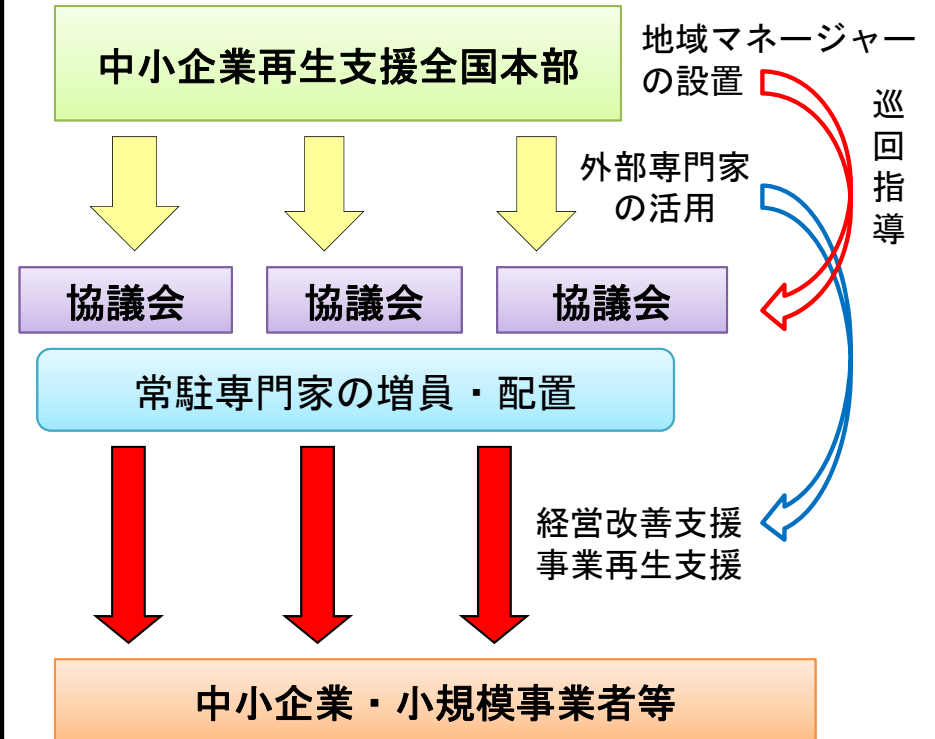
事業の概要・目的

- 再生計画策定支援の確実な実施に向けて、中小企業再生支援協議会の体制を抜本強化し、支援に係る質の向上及び量の増加を図ります。
- 具体的には、100名以上の専門家の増員等を図り、中小企業・小規模事業者に対する計画策定支援体制の強化を行います（すでに昨年中に70名の常駐専門家の増員（192名→262名）等を実施）。
 - ・全国本部の人員拡充
 - ・全国本部から各協議会への外部専門家派遣 等

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者が対象
- 再生支援協議会の計画等策定費用の平均で約330万。事業者の負担割合は原則1/2であるため、事業者の自己負担額は160万円以下。

事業イメージ



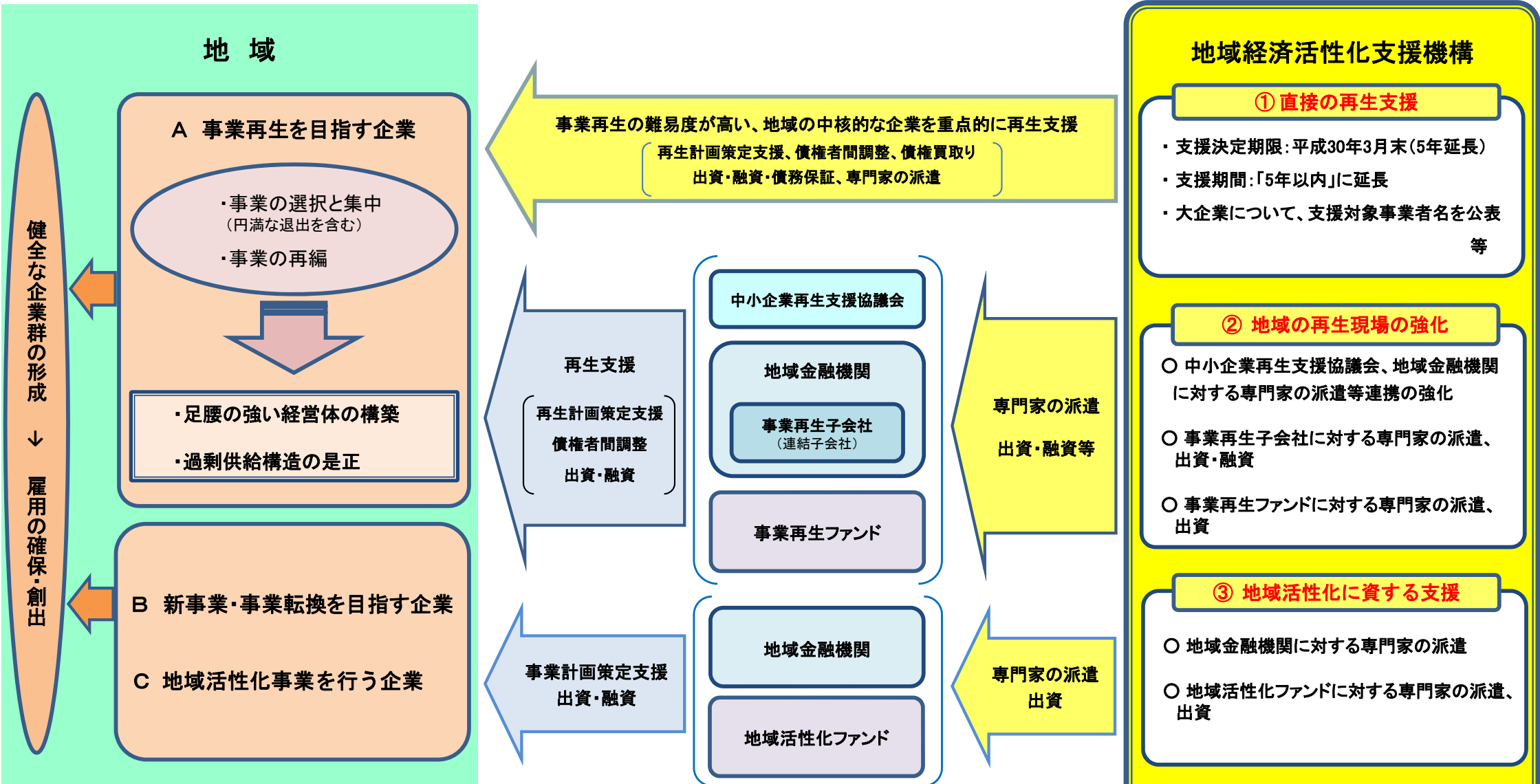
※中小企業再生支援協議会は、中小企業・小規模事業者の再生を支援するため、産業活力再生法に基づき、全国47都道府県ごとに設置された支援機関。事業再生の専門家が再生計画の策定支援を行い、債権放棄やリスク等に向け、金融機関調整を行う。

地域経済活性化支援機構法の概要

(株式会社企業再生支援機構法の一部改正)

事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた**事業再生支援**や、**新事業・事業転換**及び**地域活性化事業**に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた**地域経済の活性化**を図る。

⇒ 企業再生支援機構の「**地域経済活性化支援機構**」への抜本的改組・機能拡充



※平成24年度補正予算:事業再生ファンド・地域活性化ファンドへの出資に係る経費30億円

資金繰りに 困っている方

資金繰り支援 (経営支援型セーフティネット貸付・借換保証制度)

■ 経営支援とあわせたセーフティネット貸付による資金繰り支援

一時的に業況悪化を来している中小企業・小規模事業者に対して日本公庫・商工中金が融資を行います。

国の認定を受けた外部専門家(認定支援機関)等の経営支援を受ける場合、さらに低利での融資を行います。

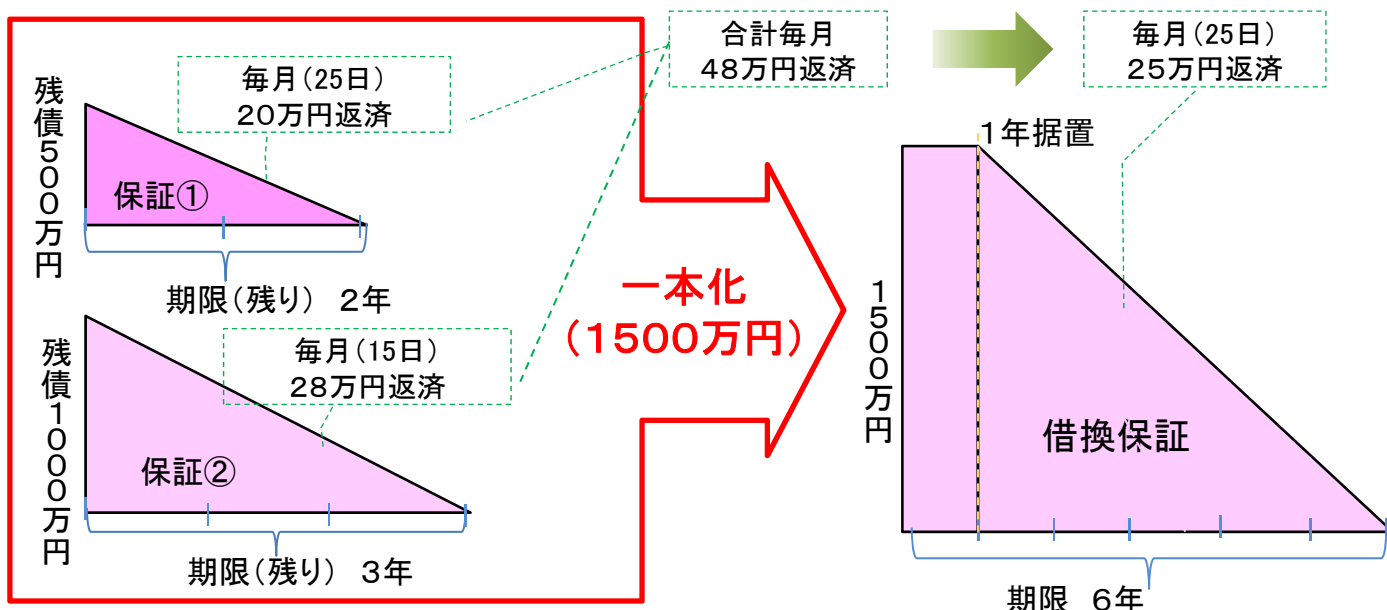
実施主体:日本公庫(国民生活事業、中小企業事業)、商工中金
運転資金による利用で、**認定支援機関等の経営支援を受ける場合、最大で基準利率から0.6%引き下げ**ます。

※ 制度の利用にあたっては日本公庫・商工中金にお問い合わせください(裏面の①又は②を参照)。

- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して**専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関**です。
- 主な認定支援機関は、**国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会、弁護士、金融機関**等です。

■ 借換保証制度を活用し返済負担を軽減

保証協会の保証を利用した複数の債務を一本化して、月々の返済負担を軽減することが可能です。



※ 制度の利用にあたってはお近くの保証協会にお問い合わせください(裏面の④を参照)。

お問い合わせ先

貸付制度

① 日本政策金融公庫
平日 0120-154-505

② 商工組合中央金庫
平日 各営業店の代表電話
(<http://www.shokochukin.co.jp>)

③ 沖縄振興開発金融公庫
平日 098-941-1795

または 0120-079-366
※受付は、平日9:00～19:00

保証制度

<相談受付時間> 平日 9:00～17:00

※一部の協会では17時以降も対応いたします。

④ 各信用保証協会

協会名	電話番号
北海道信用保証協会	011-241-5554
青森県信用保証協会	017-723-1354
岩手県信用保証協会	019-654-1505
宮城県信用保証協会	022-225-6495
秋田県信用保証協会	018-863-9011
山形県信用保証協会	023-647-2247
福島県信用保証協会	024-526-2331
茨城県信用保証協会	029-224-7815
栃木県信用保証協会	028-635-2121
群馬県信用保証協会	027-231-8875
埼玉県信用保証協会	048-647-4713
千葉県信用保証協会	043-221-8185
東京信用保証協会	03-3272-3081
神奈川県信用保証協会	045-681-7145
横浜市信用保証協会	045-662-6623
川崎市信用保証協会	044-211-0503
新潟県信用保証協会	025-267-1312
山梨県信用保証協会	0120-970-260
長野県信用保証協会	026-234-7680
静岡県信用保証協会	054-252-2120
愛知県信用保証協会	0120-454-754
名古屋市信用保証協会	052-212-3011
岐阜県信用保証協会	058-276-8123
岐阜市信用保証協会	058-265-4611
三重県信用保証協会	059-229-6021
富山県信用保証協会	076-423-3171

協会名	電話番号
石川県信用保証協会	076-222-1522
福井県信用保証協会	0776-33-1800
滋賀県信用保証協会	077-511-1321
京都信用保証協会	075-314-7221
大阪府中小企業信用保証協会	06-6131-7321
大阪市信用保証協会	06-6260-1700
兵庫県信用保証協会	078-393-3900
奈良県信用保証協会	0742-33-0552
和歌山県信用保証協会	073-433-9704
鳥取県信用保証協会	0857-26-6631
島根県信用保証協会	0852-22-2837
岡山県信用保証協会	086-243-1122
広島県信用保証協会	082-222-8403
山口県信用保証協会	083-921-3094
香川県信用保証協会	087-851-0062
徳島県信用保証協会	088-622-0210
高知県信用保証協会	088-823-3261
愛媛県信用保証協会	089-931-2111
福岡県信用保証協会	092-415-2609
佐賀県信用保証協会	0952-24-4342
長崎県信用保証協会	095-822-9171
熊本県信用保証協会	096-375-2000
大分県信用保証協会	097-532-8336
宮崎県信用保証協会	0985-24-8253
鹿児島県信用保証協会	099-223-0271
沖縄県信用保証協会	098-863-5300

どこに相談したらよいか、お困りの場合

■1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施しています。 **TEL 0570-064-350**

※最寄りの経済産業局中小企業課につながります。受付は、9:00～17:30(平日のみ)